



広報

# まっかり

2024

7

No.673

心を一つに 全力で 真狩小学校運動会



笑顔でつなぐ  
うるおいあふれる村  
まっかり



ゆりぽんさん

## 7月号の主な内容

後期高齢者医療制度のお知らせ  
命の大切さを学ぶ - 真狩高校交通安全講話  
真狩村職員の給与・職員数等について

- 発行／北海道虻田郡真狩村  
〒048-1631  
北海道虻田郡真狩村字真狩 118 番地  
TEL 0136-45-2121(代) FAX 0136-45-3162  
<https://www.vill.makkari.lg.jp>
- 編集／企画情報課企画情報係
- 令和6年7月10日発行

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～保険証（被保険者証）の一斉更新について～

### ■ 保険証が新しくなります（黄色→水色）

現在ご使用の保険証（黄色）の有効期限が令和6年7月31日のため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、**水色の保険証**（有効期限は令和7年7月31日）を使用してください。

また、個人番号の下4ケタをお知らせしますので、お持ちのマイナンバーカードなどに記載の番号と相違がないかご確認ください。

### ■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（黄緑色→橙色）

現在ご使用の黄緑色の減額認定証及び限度証の有効期限が令和6年7月31日のため、8月1日以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証または限度証を交付しますので、8月1日からは**橙色の減額認定証**を使用してください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することを確認の上、住民課医療保険係へ申請してください。

※減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰ又は区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方で、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） ※給与所得がある場合は、給与所得額から10万円を控除して判定
	・老齢福祉年金を受給されている方

※限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

お問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601  
真狩村役場住民課医療保険係 ☎ 0136-45-3612

### ■ マイナンバーカードの保険証利用について

国民健康保険などの保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」）で医療機関を受診できます。マイナ保険証を利用する場合、2つの事前準備が必要です。

①マイナンバーカードを取得  
※住民課窓口で申請できます。

②マイナンバーカードを保険証として利用登録  
※医療機関・薬局、住民課窓口で登録できます。

お問合せ

真狩村役場住民課医療保険係 ☎ 0136-45-3612  
戸籍年金係

# 一定面積以上の土地取引には届出が必要です

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

- 【対象となる面積】 市街化区域 2千平方メートル以上  
市街化区域以外の都市計画区域内 5千平方メートル以上  
都市計画区域外 1万平方メートル以上
- 【届出者】 土地の権利取得者（買主等）
- 【届出期限】 契約締結日から2週間以内  
※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。
- 【提出書類】 各3部  
・土地売買等届出書  
・土地売買等契約書の写し  
・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図  
・土地及びその付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面  
・土地の形状を明らかにした図面  
・委任状（代理人が届出する場合）
- 【罰則】 届出をしないと法律で罰せられることがあります。
- 【届出・問合せ先】 企画情報課企画情報係 ☎ 0136-45-3613  
※提出様式や制度の詳細はホームページをご覧ください。

## 結婚新生活を応援するため

# 最大60万円 費用を助成します

### ● 対象世帯

次の各号のいずれにも該当する世帯

- ・ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに結婚した世帯
- ・ 夫婦共に婚姻日に39歳以下で世帯の所得が500万円未満の世帯

### ● 対象経費

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った次の経費

- ・ 結婚を機に新たに住宅を購入した場合の購入費
- ・ 結婚を機に居住している住宅をリフォームした場合の工事費
- ・ 結婚を機に新たに賃貸住宅等に入居した場合の賃料、敷金、礼金、仲介手数料など
- ・ 結婚を機に引越した場合は引越し費用（業者への支払い分）
- ・ 上記を合算した額が対象となります（勤務先から住宅手当や引越手当等の支給がされている場合は、その額を控除する。）

### ● 補助金額

夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下：上限60万円（1,000円未満切捨て）

上記以外の対象世帯：上限30万円（1,000円未満切捨て）

### ● 申請期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

この事業は、第二期真狩村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略に基づく、少子化・子育て支援対策として、実施します。

お問合せ

企画情報課企画情報係 ☎ 0136-45-3613



# 命の大切さを学ぶ

5月29日 真狩高校「交通安全講話」にて

北海道交通事故被害者の会 気田 光子さん

1979年の冬、村字社の道道岩内洞爺線でひき逃げ事故が起きました。被害者は村内に住む気田幹雄さん（当時36歳）。警察は大型トラックによるひき逃げ事件として捜査を開始しましたが、犯人逮捕に至らず5年後に時効となりました。幹雄さんは重度の障害を負い不自由な生活を強いられました。事故から38年後に亡くなりました。妻の光子さんは、北海道交通事故被害者の会に参加し、事故被害者の思いを訴えてきましたが、今回、倶知安警察署真狩駐在所の依頼で、今後運転免許を取得し、責任を持つ真狩高校生を前に、時おり声を詰まらせながら、これまでの思いを語りました。

私が交通事故の話で大勢の人の前するのはこれが初めてです。交通事故によって被害者、加害者のいずれになっても家族は悲惨であるということ、そしてこれからバイクや車のハンドルを握る皆さんに少しでも知っていただきたい、話をさせていただきます。

今から45年前、結婚10年目。主人は36歳、娘は8歳、私は30歳で妊娠4カ月でした。主人は職場の新年会から歩いて帰る途中、雪道でトラックにひき逃げされました。昭和54年1月17日午前1時45分、倶知安警察署から電話がありました。「気田さんのご主人かと思うけど、確認してほしい」と。警察の方が家まで迎えに来てくれて、娘と2人で当時の真狩国保病院へ

向かいました。病院で対面した時、主人の顔は2倍以上に腫れ上がり赤く変色し、見た目だけでは誰だか判断がつかない状況でした。着ていた服や持ち物でようやく主人だとわかりました。

頭部の損傷がひどく、医師には助かる可能性はほとんどゼロに近い。このまま静かに逝かせた方がと言われましたが、心臓が動いているのに諦められませんでした。ほんの少しでも助かる可能性を信じて、札幌の中村記念病院へ救急搬送してもらいました。札幌の医師の説明でも頭部の損傷がひどくて手のつけようがない。助かる可能性は0・01%しかないと言われましたが、途中で亡くなることになってもいいから

と手術をお願いしました。手術中に2度も心臓が止まりましたが、なんとか8時間の手術に耐えてくれました。

この時から私たち家族にとつて見ることに聞くこと、すること全てが『これが現実なのか』という生活が始まりました。命は取りとめました。話しかけても手を握っても何の反応もしてくれない植物人間状態が1年以上も続きました。『植物人間』初めて聞く言葉でした。そんな状態の主人と小学校3年生の娘と生後3カ月の息子を抱えて、この先のことを考えると不安で夜も眠れなくなり、夜泣きする息子にまでイライラしてしまい、死を考えるようになりました。

まだ幼い娘に「お母さん疲れた。この先やっていく自信がない。みんな死のう」と言う娘は「どんなことでも我慢するから、協力するから。お父さん一人では行けない」と言われ、辛いのは私だけではない。改めて娘に教えられました。

泣いても1日、笑っても1日。同じ1日なら笑って暮らせる日が多くなるよう頑張る

うと話し合ってきました。今は優しい孫と、やんちゃな5歳のひ孫がいて、頑張ってきたよかったです。

主人は1年以上の植物人間状態から、薄皮を剥ぐように意識を戻し始めましたが、重度の障害者になってしまいました。リハビリのために中村記念病院を転院することになりましたが、主人が「もう病院には行きたくない、家に帰りたい」と言うので、家で介護することになりました。重度の障害のある主人を在宅で看るといふことに不安を感じましたが、小学校6年生になつていた娘が「私も協力する」と言ってくれ、食事から



お風呂やトイレの介助、衣類の着脱、日常生活のほとんどが、娘と2人がかりでした。

主人には高次脳機能障害もありました。これは外見からは分かりにくい障害で、言葉思考、感情や行動がコントロールできない脳の障害です。主人も漢字はある程度書けますが、ひら仮名やカタカナはほとんど書けませんでした。とても穏やかで優しい人でしたが、事故の後遺症で性格が変わってしまい、怒りっぽく、暴力的になってしまいました。幼い息子とおやつを取り合ったり、息子を相手に本気で喧嘩をしたり、私も主人の暴力で一時的に目が見えなくなったりもしました。状況を見かねた病院の先生が、このまま在宅介護を続けたら家族がダメになると、リハビリ施設への入所を勧められました。

主人は北広島市のリハビリ施設に入り、私は村の介護施設で働き始めました。慣れない仕事と不規則な勤務時間、仕事が休みの日は主人のいる施設へ通う日々で、幼い息子の面倒は娘に頼むことがほとんどでした。

娘は小学生の時、水を飲んでも吐く状態になり、学校へ行けなくなっていました。娘を病院に連れていくと、「なぜこうなったのかお母さんが一番よくわかっているでしょう」先生に怒られました。

娘が話しかけても、「疲れているから後で」ということが多かったように思います。主人の心配と自分の仕事のこととで頭がいっぱいになり、娘や息子と過ごす時間がなくなっていたことに気づかされて、とても反省しました。

小学生になった息子は学校でいじめにあいました。「お前のお父さん、あたまパーだもな、お前と遊んだら俺たちの頭が変になる。遊んで欲しかったら、お金を持って来い」ある日は帽子を川に投げ捨てられ「川に入れ」と泣いている息子の背中を押しているところに地域の方が通りかかり、学校に連絡してくれて、間もなくいじめはなくなりましたが、小さな息子の心には大きな傷が残りました。

娘は看護師になりたいという夢を持っていました。でも、生活のために私が時間の不規則な介護施設で働いていて、

幼い息子は娘に世話してもらうことが多く、夢は諦めて真狩に残ってもらいました。娘には本当に申し訳ないことをしたと思ってます。でも、当時の我が家にはこの選択しかありませんでした。

あの日事故に遭わなければ、息子は学校でいじめられることもなかったと思います。もし事故に遭っていなければ、娘は、夢の看護師を諦めることはなかったでしょう。あの日事故に遭わなければ、主人の夢もなくなることはなかったでしょう。事故さえなければ、家族にも夢がありました。その夢もどこかへ行ってしまった。今でも

1月17日が来ると胸が苦しくなり鳥肌が立ちます。主人の悔しい思い、家族の辛い日々はどこにぶつけたらいいのでしょうか。主人にも非があつたかもしれない。でも、逃げるという行為は許されることではありません。

ひき逃げ犯のことを一日たりとも忘れたことはありません。なぜこうなったのか知りたくて何度も警察へ行きましたが納得できる説明は何ひとつなく、今に至っています。

私たちが死を考えるほど辛い日々を過ごしているのに、何の制裁も受けず、時効によって守られて暮らしていると考えるだけで胸が張り裂けそうになります。

事件後、警察官に加害者も苦しんでいると言われましたが、私は今もその言葉が理解できずにいます。主人が事故に遭った当時、ひき逃げ事故の時効は5年でした。その後、被害者の会の活動から時効は7年になりましたが、私たちは納得していません。時効ってなんですか。加害者を守るためなのでしょうか。被害者の会はこれからも時効廃止を訴え続けます。

主人は2017年6月21日、体調を崩して2日目で亡くなりました。

最後に、ハンドルを握るということは命を握っているのと同じです。自分の人生をなくすような被害者、加害者にならないように、悲しい思いをする人を作らないように、ハンドルを握るようになったら安全運転を心がけてください。事故を起こさないことが一番ですが、もし、事故が起きてしまったら、真実を伝え

る勇氣を持ってほしいと願います。交通犯罪者にならないように気を付けてハンドルを握ってください。

つたない私の話を最後まで聞いていただいき、ありがとうございます。

### 講話を聴いて、

#### 高校生の感想

・命の大切さ、事故の恐ろしさを改めて感じました。

・事故はいつ起こるかかわからない、今の生活は当たり前ではないと感じました。

・自分が知らないだけで、このような悲惨な事故がたくさん起きていると知りました。

・被害者家族に起きた変化、経験が恐ろしくて泣いてしまいました。

・免許を取ったら安全運転と「責任」を忘れず、今日の話の思い出します。

・他人の命を尊重し、共感やサポートの手を差し伸べる事が社会全体にとって重要だと感じました。

・今の自分にできるのは「交通ルール」をしっかり守ること。時効がなくなるといいなと思います。

# 真狩村職員の給与・職員数等について お知らせします

真狩村職員の給与は、人事院の給与勧告に準拠した内容をもとに真狩村議会の審議を経て条例で定められており、国家公務員の制度に準じたものとなっております。

## ◆人件費（令和4年度一般会計決算）の状況

人口 住民基本台帳 (令和5年3月31日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 3年度の人件費率
1,940人	2,733,482千円	90,760千円	632,068千円	23.1%	19.9%

※人件費には、議会議員・村長などの特別職に支給する給料・報酬などを含みます。

## ◆職員給与費（令和6年度一般会計予算）の状況

職員数 (A)	職員給与費				一人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
59人	212,658千円	32,066千円	83,384千円	328,108千円	5,561千円

※職員給与費には議会議員・村長などの特別職に支給する給料・報酬は含まれておりません。また、職員手当には退職手当は含まれておりません。

## ◆職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	308,400円	343,800円	44.7歳
技能労務職	382,000円	388,500円	58.5歳

## ◆職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	196,200円
	高校卒	166,600円
		採用2年経過日給料額
		174,900円

## ◆職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数区分別平均給料月額		
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	275,500円	287,500円	368,000円
	高校卒	240,600円	—	348,400円

## ◆一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事	主事・主任	係長等・主査 主任	課長等・係 長等・主査	課長等	課長等	
職員数	7人	5人	7人	14人	10人	0人	43人
構成比	16.3%	11.6%	16.3%	32.6%	23.2%	0%	100%

## ◆職員の任免及び職員数に関する状況（特別職は除く・再任用職員含む）

前年職員数 (令和5年4月1日現在)	新規採用者		退職者数 (令和6年3月31日現在)	令和6年4月1日現在の職員数
	令和5年度途中	令和6年度		
62人	0人	2人	5人	59人

◆職員手当の状況

手当名	内 容	手当名	内 容															
扶養手当	①子 1人につき 10,000円 ②子以外の扶養親族 1人につき 6,500円 ③満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 1人につき 5,000円加算	時間外勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度支給総額 4,049千円 (一人当たり支給年額 77千円)</li> <li>令和4年度支給総額 5,917千円 (一人当たり支給年額 118千円)</li> </ul>															
	期末・勤勉手当(令和6年支給割合)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225月分</td> <td>1.025月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.225月分</td> <td>1.025月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.450月分</td> <td>2.050月分</td> </tr> </table> 職務の級等による加算措置 有		期末手当	勤勉手当	6月期	1.225月分	1.025月分	12月期	1.225月分	1.025月分	計	2.450月分	2.050月分				
	期末手当	勤勉手当																
6月期	1.225月分	1.025月分																
12月期	1.225月分	1.025月分																
計	2.450月分	2.050月分																
住居手当	家賃の額が12,000円を超える借家などの場合、家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	退職手当(令和6年4月1日現在)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>自己都合</td> <td>勸奨・定年</td> </tr> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695月分</td> <td>24.586875月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395月分</td> <td>33.27075月分</td> </tr> <tr> <td>勤続30年</td> <td>34.7355月分</td> <td>40.80375月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>47.7090月分</td> <td>47.7090月分</td> </tr> </table>		自己都合	勸奨・定年	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続30年	34.7355月分	40.80375月分	最高限度額	47.7090月分	47.7090月分
	自己都合		勸奨・定年															
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分																
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分																
勤続30年	34.7355月分	40.80375月分																
最高限度額	47.7090月分	47.7090月分																
通勤手当	①公共機関利用者 運賃の額55,000円まで全額支給 ②自家用車利用者 距離に応じて2,000円～31,600円の範囲で支給																	

◆特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	給料月額	期末手当の支給割合	区 分	報酬月額	期末手当の支給割合
村 長	620,000円	6月 2.250月分 12月 2.250月分 計 4.500月分	議 長	250,000円	6月 2.250月分 12月 2.250月分 計 4.500月分
副村長	570,000円		副議長	200,000円	
教育長	520,000円		委員長	180,000円	
			議 員	170,000円	

◆職員のサービスの状況 ※真狩村職員の勤務時間及び休暇に関する規則より

休暇の種類及び事由	承認を与える期間等
年次休暇	1年につき20日(1月から12月までの期間)
病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間
特別休暇	
・忌引のとき	死亡した者の続柄により10日から1日
・法要のとき	配偶者及び一親等の血族に限り1日
・職員が結婚するとき	5日を超えない範囲内で必要と認められる期間
・職員の妻が出産するとき	妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内で3日
・職員が出産するとき	予定日前8週間目(多胎妊娠の場合は14週間)に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間
・生理休暇	勤務することが著しく困難である職員に対し、その都度必要と認める日又は時間。ただし3日以内とする。
・妊娠障害により勤務することが困難と認めるとき	母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の職員が、妊娠に伴うつわり等の障害により勤務することが困難と認める場合に14日以内
・妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法内に規定する健康審査を受けるとき	妊娠6月まで(一月は28日として計算) 4週間に1日 妊娠6月を過ぎてから妊娠9月まで 2週間に1日 妊娠9月を過ぎてから分べんまで 1週間に1日 分べん後1年 1日
・職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進等のための休暇	6月から10月の期間内における、勤務を要しない日及び休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
・子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1年において5日の範囲内の期間

## 令和6年度新たな非課税世帯・均等割のみ課税世帯向け 物価高騰対応重点支援給付金

### ● 対象

- ・住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税（定額減税前）世帯
- ・基準日（令和6年6月3日）時点で本村に住所がある世帯で、令和6年度新たな住民税非課税者、住民税均等割のみ課税者で構成されている世帯
- ・課税者の扶養親族のみで構成された世帯を除く

※未申請の場合も含め、令和5年度非課税世帯等の給付金（7万円・10万円）の対象世帯は対象外

### ● 給付金

1世帯あたり10万円  
子ども加算分：一人あたり5万円

### ● 子ども加算分

上記の対象世帯のうち、加算対象となる子ども（平成18年4月2日～令和6年9月30日までに生まれた子ども）を含む世帯が対象です。  
※加算対象となる子どもと、生計を同一にしている場合に限る

### ● 申請方法

村から対象世帯へ確認書を送付します（7月中旬～）。必要事項を記載し、住民課窓口へ提出してください。

### ● 申請期限 10月31日（木）まで

## 定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付）について

### ● 対象

基準日（令和6年1月1日）時点で本村に住所があり、個人住民税の所得割が課税されている定額減税の対象者で、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る（減税しきれない）と見込まれる方

### ● 定額減税可能額

- ・所得税分＝3万円×減税対象人数
- ・個人住民税所得割分＝1万円×減税対象人数  
※減税対象人数…国外居住者を除く、納税者本人＋控除対象配偶者＋扶養親族（16歳未満を含む）の合計

### ● 給付金

次の①と②の合計額（万単位に切上げ）

#### ①所得税分控除不足額

定額減税可能額－令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）

#### ②個人住民税分控除不足額

定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額  
※①または②が0円を下回る場合は0円とする。

### ● 申請方法

村から対象者へ確認書を送付します（7月中旬以降順次発送予定）。必要事項を記載し、住民課窓口へ提出してください。

### ● 申請期限 10月31日（木）まで

お問合せ

住民課福祉係 ☎ 0136-45-3612

## 7月は税金の第1期納期です

令和6年7月25日（木）までに納めてください

住民税・固定資産税  
国民健康保険税・軽自動車税

★納税には便利な口座振替をご利用ください。  
（役場税務課窓口で手続きができます）

※次の事項にご留意ください。

- ①一般の窓口納付の方は、納税通知書を持参のうえ、役場出納室または納税通知書に記載されている金融機関で納付してください。
- ②口座振替の方は、振替日（7月25日）の前日までに残高の確認をお願いします。

お問合せ

税務課税務係 ☎ 0136-45-3611



## 9月1日（日）は「ほくほく祭り」

6月25日に開催された「まっかり産業祭り実行委員会」にて、今年の開催日が決定しました。

- 日時 9月1日（日）午前10時～午後3時30分
- 会場 真狩村公民館前
- 内容 じゃがいも、にんじん、大根、スイートコーンの収穫体験、各種ステージイベント  
(収穫体験は1袋600円、2袋だと今年は1,000円！※生育状況によって内容変更の場合あり)  
また、8月から参加飲食店等でお買物額に応じて抽選券を配付、当日の大抽選会に参加できます。

お問合せ 企画情報課商工観光係 ☎ 0136-45-3613



## 国民年金保険料免除等の申請

保険料が納め忘れの状態、万が一、障がいや死亡という不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、役場の窓口で手続きをしてください。

令和6年度分（令和6年7月分から令和7年6月分まで）の免除等の受付は7月1日から開始されます。

また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できます。免除等の申請は、マイナポータルを活用した電子申請もできます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、下記へご相談ください。

お問合せ 小樽年金事務所 ☎ 0134-33-5026  
住民課戸籍年金係 ☎ 0136-45-3612

## まっかりカーボンニュートラル通信 vol.26



### ごみの分別とゼロカーボン

今回はごみの分別とゼロカーボンについてのお話です。

真狩村から排出される燃やせるごみは、羊蹄山麓7か町村のごみと合わせて「固形燃料（RDF）化」されています。固形燃料化とは、燃やせるごみを粉碎・感想・圧縮してペレット状にすることです。出来上がった固形燃料は販売し、工場や温泉施設などで化石燃料の代替・補助燃料として活用されています。

ごみを固形燃料化すると、焼却処分に比べて焼却時に発生する分のダイオキシン類や二酸化炭素排出量も抑制することができます。

ごみを固形燃料にすることで、ごみを資源として活かして地球温暖化防止につなげることができます。ただ、固形燃料化するとき、原料となるごみに水分や塩分が多く含まれていると、乾燥用の燃料使用量の増加や固形燃料を使用する設備の損傷、品質低下の原因になります。

ごみ処理施設で処理業者の方々が、固形燃料に適したごみと適さないごみを手作業で分けて対策をしていますが、燃やせるごみにほかのごみも混じっているのが現状です。

ごみを地球にやさしい良質な固形燃料にするため、生ごみなどを燃やせるごみに混ぜないように、各ご家庭での正しい分別にご協力をお願いします。



二次元コードのある記事は、ブログでも紹介しています



## 6/2 フラワーロードのユリ植え



村づくり研究会(佐伯秀範会長)主催のフラワーロードのユリ植えが行われ、参加者約80名で植え付けを行いました。皆さん手際が良く、作業は1時間半ほどで終了。5年ぶりに交流会も行われ、参加者同士が交流を深めていました。

8月中旬に見ごろを迎え、道道岩内洞爺線沿いを黄色いユリの花が彩ります。



## 6/4 新しい遊具のお披露目会



まっかり保育所に新しい室内遊具が仲間入りし、岩原村長も出席してお披露目会を行いました。

遊具がお披露目されると、園児は身を乗り出し拍手をするなど大喜びの様子でした。

パーツを組み合わせて多様な遊び方ができる木製の遊具で、遊びながら子どもの身体や運動能力を育みます。たくさん遊んでくださいね。



## 6/8 真狩小学校運動会



青空の下、真狩小学校運動会が開催され、子どもたちは元気いっぱいに徒競走や大玉転がしなどの競技に取り組みました。借り物競争や綱引きなど、保護者の参加競技もあり、会場は大いに盛り上がりました。

最終競技のリレーでは、抜きつ抜かれつ順位が何度も入れ替わる白熱した展開に熱い声援が送られ、今年は白組の優勝で幕を閉じました。



## 6/16 羊蹄山真狩コース山開き



羊蹄山真狩コースの山開き安全祈願祭と、金刀比羅例宮祭が行われ、参列者と登山の安全祈願をした後、登山口にてテープカットが行われました。

同日に教育委員会主催の南コブ山登山会も実施され、約30人が参加しましたが、天気が急変し途中で引き返すことに。参加者からは「中止は残念だけど、次は頂上を目指します」などの声が上がっていました。



## 6 / 21 ラ・ミッカ販売会



真狩高校野菜製菓コースの2・3年生が、今年度初めての販売会を行いました。開店を心待ちにされていた方が早くから行列をつくる人気で、高校産のハスカップを使ったムースや焼き菓子などが並びました。

2年生は初めての販売会で少し緊張気味でしたが、笑顔で接客を行っていました。

次回の開催も楽しみにしています。



## 6 / 27 デジタルツール体験セミナー



商工会主催の「デジタルツール体験セミナー」が開かれ、商工会員など約20名が参加しました。

人手不足解消や販路拡大に向け、デジタル化は身近な課題となっています。NTT東日本の方を講師に、勤怠管理のシステムやドローン、SNSの活用についてのセミナーを受けた後、掃除ロボットやスマートグラスなど7種類のデジタルツールを体験しました。

## 6 / 22 まっかり保育所大運動会

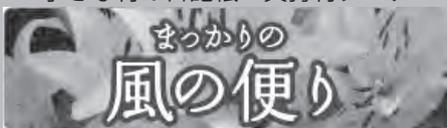


真狩保育所大運動会が開催され、園児たちはご家族らが見守る中、組別の徒競走「よーいドン！」やダンスなどに取り組み、練習の成果を発揮しました。

園児たちが一生懸命頑張る姿に、会場には笑顔があふれていました。



村の話題を毎日お伝えします！  
小さな村の日記帳・真狩村ブログ



真狩村ホームページ  
(<https://www.vill.makkari.lg.jp/>)  
から、クリックして  
ご覧ください。

防災無線の放送内容など暮らしの情報  
真狩村 Facebook ページ



## 公民館休館のお知らせ

8月12日(月)～15日(木)の4日間、公民館を休館します。  
図書貸出は、休館前にお早めにご利用ください。

## スクールガード実施のお知らせ

スクールガード(街頭での児童・生徒に対する、あいさつ・見守り活動)を下記のとおり行いますので、ご協力いただける方はご都合の良い日に真狩小学校前または小学校付近の交差点までお越しください。

スクールガードは、子どもたちの登校時に街頭に立ち、あいさつなどの声かけや交通安全の呼びかけをしています。活動の基本は、「笑顔であいさつ」です。大人が笑顔であいさつすることで、子どもたちは安心して登下校することができます。村ぐるみで子どもたちの安心安全を守る、スクールガードの活動にぜひご参加ください。

### ◎スクールガード実施日時

8月22日(木)～27日(火) 午前7時40分～午前8時20分



お問い合わせは教育委員会へ  
TEL45-3336, FAX45-3338



## 公民館図書室だより



■開館 火～金曜日  
午前9時～午後9時  
土・日・祝日  
午前9時30分～午後6時  
■貸出 1人10冊、14日間

## おすすめの本

### 「夏美のホタル」

森沢明夫

写真家を目指す大学生の慎吾。卒業制作を間近にひかえ、思うような写真をとれなくスランプ状態。恋人との関係に悩む幼稚園教諭の夏美。

そんな二人が何かを見つけるために、進むために遠出し、立ち寄った山間の古びたよろづ屋。その母子に温かく迎え入れられ、夏休みの間、彼らとともに過ごすことに。自然の素晴らしさ、人との出会いや絆の大切さにあふれています。心温まるハートフルストーリー！映画化もされた長編です。時間のある時にじっくりと読んでみてください。



## 図書室の新しい本

### ◆◆◆ 文芸 ◆◆◆

「板上に咲く」 原田 マハ  
「家族解散まで千キロメートル」 浅倉 秋成  
「娘が巣立つ朝」 伊吹 有喜  
「クスノキの女神」 東野 圭吾  
「幸せへのセンサー」 吉本 ばなな

### ◇◆◇ 絵本・児童書 ◇◆◇

「パンダのおさじと ふりかけパンダ」 柴田ケイコ  
「おまえうまそうだな さよならウマソウ」 宮西達也  
「火の鳥 いのちの物語」  
鈴木まもる【文・絵】/手塚治虫【原作】  
「おばけのマールとひみつのこうえん」 なかいれい  
「放課後ミステリクラブ3 動くカメの銅像事件」  
知念 実希人【作】/Gurin.【絵】

### ◆◆◆ その他 ◆◆◆

「ひろい大地で、大きな夢づくり」  
川合佑介/丹羽佑介  
「午前7時の朝ごはん研究所」  
小田真規子/スケラッコ  
「心に効く美容」 MEGUMI  
「ゴールデンカムイ 絵から学ぶアイヌ文化」 中川裕  
「SNSのモヤモヤの上手なつきあい方」 Pocha



## 熱中症にご注意を！

熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高くなると予想される日の前日夕方、または当日早朝に発表されます。令和6年4月より、熱中症警戒アラートの一段上の『熱中症特別警戒アラート』が新たに創設されました。ニュースや天気予報等で確認し、適切な熱中症予防行動をとりましょう。昨夏は北海道で計27回の熱中症警戒アラートが発表されており、年々その回数は増加傾向です。

### 適切な水分・塩分補給をしましょう

- 1日1.2ℓを目安に、喉が渇いていなくてもこまめに水分補給をしましょう
- 大量に汗をかいているときには、塩分の補給も必要です
- アルコール飲料を飲んでも水分補給にはなりません
- 高齢の方は、体内の水分量が少ない、暑さやのどの渇きを感じにくい、暑さに対する体の調節機能が低下している等の理由で特に注意が必要です

### － その他の対策 －

- 暑い日は無理をせず涼しい場所で休憩する  温度と湿度に注意する（気温が低くても湿度が高い日は要注意）
- 適度な運動習慣で汗をかきやすい体づくり  タオルやシャワーで体を冷やす など

## 7月29日 エキノコックス症検診

小学3年生以上で過去5年以内に検査を受けていない方を対象に、エキノコックス症検診を行います。エキノコックス症は、感染していても症状がないまま進行していきます。対象となる方はこの機会に検診を受けましょう。詳細は広報折込をご確認ください。

お問合せ

住民課保健係 ☎ 0136-45-3612

## 発信★子育て支援情報

真狩村地域子育て支援センター「ゆうゆう」

.....  
月～金曜日（年末年始、祝日を除く）

・あそびのひろば 午前10時～午後4時

・子育て相談 午前8時45分～午後5時30分

☎0136-45-2181 FAX 0136-45-3528

e-mail sien\_yuyu@vill.makkari.lg.jp

### 子育て支援センターゆうゆうの様子

6月25日に社会福祉協議会と共催でハンドベル交流会を開催しました。子どもも大人も一緒に演奏し、楽しむことが出来ました。



赤ちゃんも演奏に参加



一時預かりで一緒になった同級生は仲良く木馬でツーリング。「楽しいね！」



## 消防署だより ～令和6年度消防演習

6月17日、道の駅真狩フラワーセンター西側駐車場にて令和6年度消防演習を行いました。上戸鎖団長のもと消防団員による各種訓練や一斉放水が披露されたほか、長年の功績を讃え、消防表彰の伝達がありました。

- ・日本消防協会 功績章 団長 上戸鎖 正
- ・消防庁長官表彰 永年勤続功労章 副分団長 曾根 勉



お問合せ

真狩支署予防係 ☎ 0136-23-2319



## 北海道新幹線環境影響評価書の縦覧について

「北海道新幹線（新青森・札幌間）環境影響評価書（北海道）平成14年1月」に基づく事後調査等報告書（令和5年度）新函館北斗・札幌間（令和6年3月付）の公表について、以下のとおりお知らせします。

○**閲覧期間**

令和6年7月1日から7月29日の  
土曜日・日曜日・祝祭日を除く20日間

○**閲覧内容**

新幹線鉄道の建設に係る事業

○**閲覧時間**

午前9時から午後5時まで

○**閲覧場所**

真狩村役場1階企画情報課企画情報係  
(☎ 0136-45-3613)



## 自衛官を募集します

募集種目	受験資格	受付期間	試験期日
一般曹候補生（第2回）	採用予定月の 1日現在、 18歳以上 33歳未満の者	7月1日～9月3日	1次：9月14日～22日 ※いずれか1日を指定されます 2次：10月12日～27日 ※いずれか1日を指定されます
自衛官候補生（第2回）		7月1日～8月7日	8月23日～25日 ※いずれか1日を指定されます
自衛官候補生 （第3回）		7月1日～9月3日	9月20日～26日 ※いずれか1日を指定されます

お問合せ

倶知安地域事務所 ☎ 0136-23-3540

# お知らせ

詳しくは関係機関に  
お問い合わせください

7月17日は  
「北海道みんなの日」

1869年（明治2年）、北海道の名付け親とされる松浦武四郎が、明治政府に「北加伊道（ほっかいどう）」という名称を提案した7月17日は、「北海道みんなの日」、愛称「道みんなの日」です。

北海道の魅力と価値を再発見し、北海道を誇りに思う心を育み、より豊かな北海道を築き上げることを期する日として平成29年に制定しました。

この日をきっかけに、道民の皆様には北海道に愛着や誇りを持っていただき、北海道の魅力を発信する機会としていただければ幸いです。

求人を探している方、  
お仕事を探している方へ

後志総合振興局では、管内市町村ほか関係機関と連携のもと「しりべし」「まち・ひと・

しごと」マッチングプラン無料職業紹介所」を開設し、求人を探している方のマッチングを実施しています。

■企業様へ

求人を検討されていたら、ぜひお知らせください。

■働きたい皆様へ

後志管内での就職先に関するご相談を受け付けています。後志管内で仕事をお探しの方はご連絡ください。

「しりべし」「まち・ひと・しごと」マッチングプラン無料職業紹介所

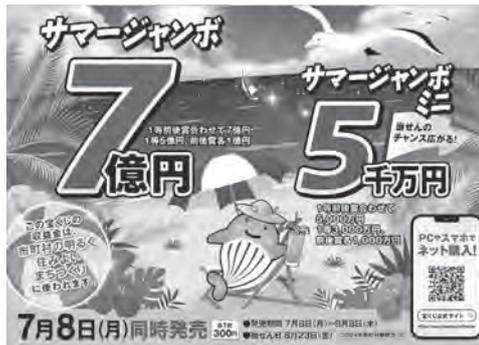
☎0136・23・1362



公益財団法人北海道市町村  
振興協会からのお知らせ

7月8日から宝くじファンお待ちかねの「サマージャンボ宝くじ」と「サマージャンボミニ」が発売されます。

宝くじの収益分配金は市町村の振興事業に幅広く活用されています。宝くじは北海道内で購入しましょう。  
なお、宝くじはパソコンやスマートフォンからも24時間購入できます。



北海道戦没者追悼式を  
YouTubeライブ配信

7月31日（水）札幌市にて「北海道戦没者追悼式」が開催され、今年度も式典の様子をYouTubeでライブ配信いたします。

時 令和6年7月31日（水）

午前11時53分〜午後1時

名北海道戦没者追悼式配信チャンネル

関 北海道保健福祉部福祉局地域福祉課 課長 係

☎011・231・4111  
（内線）25・622



令和6年度

北海道警察採用試験

■受験資格／A区分

学歴・学校教育法による大学（短期大学を除く）等を卒業した者（令和7年3月末日までに卒業見込の者を含む）

年齢・平成4年4月2日〜平成19年4月1日までに生ま

れた者

■受験資格／B区分

学歴・A区分以外の者  
年齢・A区分と同様

関 令和6年7月1日から8月16日午後5時まで  
☎0120・860・314

警察署窓口の

受付時間が変わります

7月1日から、警察署の窓口受付時間が変わります。

■時 月曜日から金曜日（平日）

午前9時〜午後4時30分

■関 不明な点は、最寄りの警察署へお問合せください。

## 真狩駐在所

### こたけさんのつぶやき

#### 自転車の正しい乗り方

自転車は車と同じく、原則、左側通行です。北海道自転車条例のとおりヘルメットを着用して、事故から自分の身を守りましょう。



#### 夜はお静かに

バーベキューのシーズンになりました。夜9時まで片付けを済ませ、お静かにお過ごしください。

倶知安警察署  
真狩駐在所 ☎45-2110

# 人の動き

**こんにちはよろしく**

真狩 下 晃永 ひろと  
6/14(混太)



**いつまでもお幸せに**



**ご冥福をお祈りします**

見 晴 大西 恵美子  
6/4 (83歳)

豊 川 平野 良雄  
6/20(91歳)

光 田邊 和子  
6/27(79歳)



**世帯と人口** (6月30日現在) 前月末比

世帯	1,027戸 (+13)
人口	1,973人 (+13)
(男)	1,029人 (+11)
(女)	944人 (+2)

**行政への苦情は行政相談委員へ**

行政とのパイプ役を務めておりますので、行政に対する苦情や要望、困っていることなどがございましたら、お気軽にご相談ください。

真狩村行政相談委員 遠藤美也子  
真狩村字真狩 44 番地 37 (TEL45-2764)

**ご利用ください**

**ようてい地域消費生活相談窓口**

相談専用電話 0136 - 44 - 1600

平日 午前8時40分～午後5時15分

悪徳商法や商品の安全性などのご相談に専門相談員が対応します。お気軽にご相談ください。(従来どおり役場総務課総務係でも相談できます。)

**しりべし弁護士相談センター**

後志地域のみなさんの法律相談をお受けします

**7月の相談日程**

3日(水)・10日(水)・17日(水)・24日(水)・31日(水)

**8月の相談日程**

7日(水)・21日(水)・28日(水)

- 事前予約制
- 予約受付 平日午前10時～午後4時
- 電話 0135 (62) 8373

**ふるさと文芸**

「羊蹄山とブロッコリー畑」



真狩で生まれ育ったとたかし君  
望郷じよんがら涙で唄う  
大廣キヨノ

歯車に過ぎずと言われ落胆し  
今はそれでも役割を欲す  
伊藤 有一

保母の引く綱に継りつつ園児らの  
もこもこのお尻が舗道を渡る  
筒井 淑子

寄り添って咲く花びらに散る桜  
まろき背の母百五歳  
池田 清美

息継ぎがなかなかできない般若心経  
遺影の夫も笑って見てる  
氣田 シナ

大銀杏結えぬ力士がまたもや優勝  
横綱大関しつかりせい!  
仁司 雅子

広報まっかりでは、村内の四季や畑の様子などの日常を切り取った写真を募集しています。

【お問合せ・投稿】企画情報課企画情報係  
✉ kikaku@vill.makkari.lg.jp



広報まっかりは FSC® 認証紙で印刷しています。